

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）理事会内規第 12 条に基づき設置する JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

- 第 2 条 委員会は、JPNIC 理事会内規第 12 条に基づき、JP ドメイン名の公共性の担保の一端を担うことを目的として設置される。
- 2 委員会は、理事会が提示する評価基準を用いて、JP ドメイン名登録管理業務移管契約（以下「移管契約」という）第 13 条につき、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）の実績評価を行う。
 - 3 委員会は、実績評価の結果を理事会に報告する。
 - 4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を常務理事の中から指名する。

(委員会委員の選任)

- 第 3 条 最初に設置される委員会の委員は、移管契約第 13 条検討委員会の推薦する候補者の中から、理事会が選任する。
- 2 委員会は、移管契約第 13 条検討委員会が定め、理事会が承認した「有識者評価委員会委員に関する人選基準（以下、「人選基準」）」に基づき委員を推薦する。理事会は委員会が推薦した委員候補者の中から委員を選任する。
 - 3 委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。
 - 4 委員の定数は、4 名以上 8 名以下とする。
 - 5 委員会に欠員が生じるときは、人選基準に基づき委員長が推薦する候補者の中から、理事会において選任する。
 - 6 前項により選任された委員の任期は、現任者の任期とする。

(委員長)

第4条 委員長は委員による互選とする。

- 2 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなければならない。
- 3 会議の議長は、委員長がつとめる。

(副委員長)

第5条 委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。

- 2 副委員長は、委員長が任命する。
- 3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。

(委員の辞任など)

第6条 委員は、その任期中に理事長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。

- 2 委員は、善管注意義務を怠り、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、理事長によりその職を解かれることがある。
- 3 委員会が前項の意見を理事長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛同する決議を要する。
- 4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。
- 5 委員は、辞任により欠員が生じる場合においては、辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(担当理事の権能及び責務)

第7条 担当理事は、委員会の運営に必要な予算を管理する。また、委員会の運営に関して委員長を支援する。

- 2 担当理事は、当該委員会に出席することができる。但し、議決権はもたない。

(委員会の開催)

第8条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員長に差し支えがある場合は、副委員長もしくは委員の2分の1以上の賛同を得て代表する委員が召集することができる。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 10 条 委員会の議決は、原則として全員一致とし、委員長と担当理事が必要だと認めた時にのみ多数決を採用する。

2 委員会は、電子メールによって議決を行うことができる。ただし、電子メールによって議決を行う場合は全員一致とする。

(委員会のメンバー以外の者の出席)

第 11 条 委員長と担当理事が必要と認めた者は、当該委員会に出席し、意見を述べることができる。

(懇談会)

第 12 条 委員会は、実績評価の参考にするために、有識者や関係者から背景情報を得ることを目的として、懇談会を開催することができる。

(守秘義務)

第 13 条 委員への就任は、必要な守秘義務契約を締結することを条件とする。

(規程の改廃、例外事項対処)

第 14 条 この規程の制定、改変又は廃止は、理事会の議決を経て行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

1 この規程は、2011 年 11 月 11 日から施行する。

2 2012 年 11 月 7 日付の改正は、2012 年 11 月 7 日から施行する。

3 2015 年 2 月 18 日付の改正は、2015 年 2 月 18 日から施行する。

4 2016 年 3 月 18 日付の改正は、2016 年 3 月 18 日から施行する。

5 2022 年 3 月 18 日付の改正は、2022 年 3 月 18 日から施行する。